

入札説明書

令和 6 年札幌市告示第 4913 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 12 月 9 日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 庁舎 3 階

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課推進担当係

電話：011-622-5199 FAX：011-622-5168

Mail：kansenkakari@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 光星団地 7 棟及び札幌市中央卸売市場
産業廃棄物収集運搬及び処分業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法

項 目	排出予定量等		単価（円）		金額
廃プラスチック類	7000 (kg)	×	1 kg あたりの単価	=	①
搬出作業費等（諸経費、マニフェスト費用等を含む）			一式金額		②
総 額	①＋②				

入札書には総額（①+②）を記載すること。

なお、入札金額の算出基礎として、各項目の単価を記載した「積算内訳書」（入札書別紙。以下「内訳書」という。）を入札書に添付するとともに、内訳書で表示していない金額を積算基礎としているときは、その根拠となる計算式等を明示した資料を合わせて提出すること。

なお、落札決定にあつては、入札金額に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てること。）をもって落札金額とする。このため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った落札希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（1 円未満の端数は切り捨てること。）を記載すること。

(6) 契約について

上表における①については、1 単価あたりにおける金額を契約単価とし、実際の排出量により清算するものとする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「廃棄物処理業」、小分類「産業廃棄物処理業」、取扱品目

「産業廃棄物収集運搬・処分」に登録されている者であること。

- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定による収集運搬業及び処分業の許可を有すること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 現況確認

業務履行場所の現況確認を希望する者は、希望日の 2 営業日前までに契約担当部局まで連絡を行うこと。なお、現況確認は告示日から令和 6 年 12 月 13 日（金）までの期間における平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間で行うものとする。

6 入札説明書等に対する質問と回答

(1) 質問について

入札説明書及び仕様書に対する質問がある場合には、質問書により、次に従い、電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和 6 年 12 月 11 日（水）12 時 00 分まで

イ 提出先

kansenkakari@city.sapporo.jp

(2) 回答について

原則として令和 6 年 12 月 12 日（木）以降、本市ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

7 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。

- (2) 入札書の受領期限

令和 6 年 12 月 17 日（火）10 時 00 分（送付による場合は必着）

- (3) 入札書の提出方法

入札書は、「内訳書」と併せて別紙 2 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

- ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 12 月 17 日（火）11 時 00 分開札 光星団地 7 棟及び札幌市中央卸売市場産業廃棄物収集運搬及び処分業務」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、内封及び外封に「令和 6 年 12 月 17 日（火）11 時 00 分開札 光星団地 7 棟及び札幌市中央卸売市場産業廃棄物収集運搬及び処分業務」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

ない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和 6 年 12 月 17 日（火）11 時 00 分

WEST19 庁舎 2 階（札幌市中央区大通西 19 丁目） 相談室 2

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

(9) 最低制限価格の設定 無

8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(3)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく

じを引かせて落札者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類（事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(4) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(3)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 落札者となる者がなかったとき

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者のうち、入札参加資格の審査の結果、落札者となる者がなかったときは、再度の入札を行う。この場合において、上記(3)又は(4)に基づき入札が無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約

(1) 入札保証金 免除

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに

納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約保証金 要

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約条項

契約書案のとおり

10 その他

(1) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（別記参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(2) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ 提出方法

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。